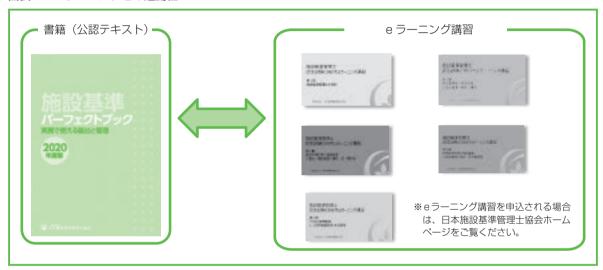
## 本書の利用方法

本書は、2020年9月1日現在の厚生労働省が公表している施設基準等に関連する内容を抜粋して作成しています。 診療報酬点数等は厚生労働省、厚生局のホームページをご確認ください。

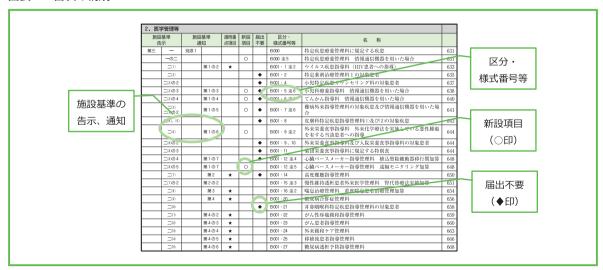
まず、本書の構成は「第1章 施設基準管理士の役割」「第2章 施設基準等の基礎知識」「第3章 基本診療料の施設基準等」「第4章 特掲診療料の施設基準等」「第5章 その他の留意事項等」となっており、「施設基準管理士認定試験に向けたeラーニング講習」と連動しています(図表1)。

図表 1 e ラーニングとの連動性



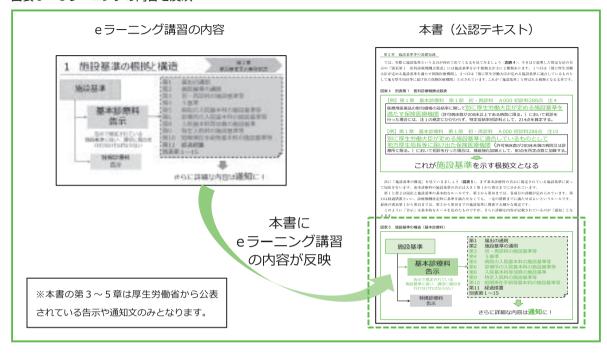
次に本書の目次(図表2)は、「施設基準の告示、通知」「適時調査の重点項目(★印)」「新設項目(○印)」「届出不要(◆印)」「区分・様式番号等」を一覧表形式にしています。

図表 2 目次の構成



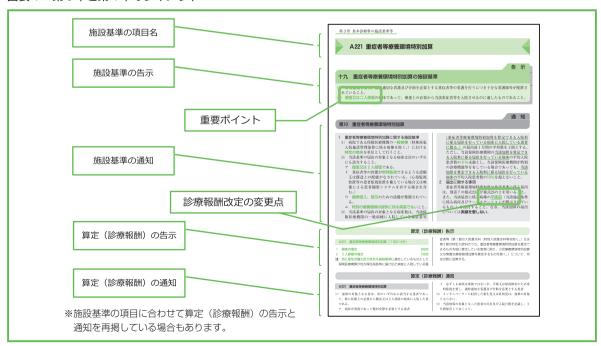
第1章と第2章については、e ラーニング講習の内容をもとに作成(図表3)しており、施設基準を管理するうえでの心構え、「施設基準管理士」の概要、施設基準の基礎的な知識を説明しています。

図表3 eラーニングの内容を反映



第3章と第4章は厚生労働省から発出された告示や通知を分かりやすくレイアウトし、診療報酬で改定された部分は下線が引かれ、重要なポイントには太字の表記になっています(図表 4)。特に太字の部分は「施設基準管理士認定試験」でも出題される傾向が高いため、しっかりとおさえておきましょう。

図表4 第3章と第4章のレイアウト



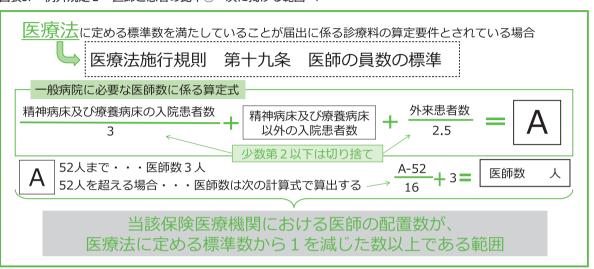
								頁
施設告	基準示	施設基準 通知	適時重 点項目	新設 項目	届出 不要	区分 · 様式番号等	名 称	
	七の二	第2の4			•	A001 注13	再診料 認知症地域包括診療加算	84
	八				•	A002 注 2、注 3	外来診療料に係る厚生労働大臣が定める患者(紹介率の低い 医療機関における減算対象患者)	89
	八の二	第2の6				A003	オンライン診療料	91
3. 入防	完基本料等	等の施設基準						94
施設告		施設基準 通知	適時重 点項目	新設 項目	届出 不要	区分 · 様式番号等	名 称	
						通則		
第三の二					•	通則 3	短期滞在手術等基本料3を算定する患者	94
第二		第1	*		•	通測 6	入院患者数の基準又は医師等の員数の基準	95
第四	_	第1	*			通測 7	入院診療計画の基準	100
	=	第1	*			通測 7	院内感染防止対策の基準	101
	Ξ	第1	*			通測 7	医療安全管理体制の基準	101
	四四	第1	*			通測 7	褥瘡対策の基準	101
	五	第1					11000	-
	Д	- 第「	*			通測 7	栄養管理体制の基準	103
	六	第1	*			通則 8 (歯科 通則 7)	厚生労働大臣が定める基準(栄養管理体制に関する基準を満たすことができない保険医療機関の減算)	103
		第5 4の2	*			重症度、医療・ 看護必要度の基 準		104
			*			様式9(看護職員、看護要員の配置、平均夜勤時間数の確認)		109
第五	_		*			通則	病院の入院基本料の施設基準等	111
		第2	*				病院の入院基本料等に関する施設基準	111
		第5	*				入院基本料の届出に関する事項	119
	=	第5	*			A100	一般病棟入院基本料	121
					•	A100 注 6	夜間看護体制特定日減算(一般病棟入院基本料)	126
						A100 注 7	夜勤時間特別入院基本料 (一般病棟入院基本料)	126
					•	A100 注 8	退院が特定の時間帯に集中している医療機関の減算(一般病 棟入院基本料)	129
					•	A100 注 9	入院日及び退院日が特定の日に集中している医療機関減算 (一般病棟入院基本料)	129
			*			A100 注12	ADL維持向上等体制加算(一般病棟入院基本料)	127
	Ξ	第5	*			A100 Z1E	療養病棟入院基本料	132
	_	333			•	A101 注 4	標底対策加算(療養病棟入院基本料)	136
			*		<u> </u>	A101 注10	在宅復帰機能強化加算(療養病棟入院基本料)	134
			*			A101 注12	夜間看護加算 (療養病棟入院基本料)	135
	四四	第5	*			A102	結核病棟入院基本料	139
	-		<u> </u>		•	A102 注 2	月平均夜勤時間超過減算(結核病棟入院基本料)	140
					<u> </u>	A102 注 6	夜勤時間特別入院基本料(結核病棟入院基本料)	140
						A102 注 7	重症患者割合特別入院基本料 (結核病棟入院基本料)	140
					•	A102 注 8	夜間看護体制特定日減算(結核病棟入院基本料)	141
	四の二	第5	*			A 103	精神病棟入院基本料	143
			*			A103 注 4	重度認知症加算 (精神病棟入院基本料)	145
						A103 注7	精神保健福祉士配置加算 (精神病棟入院基本料)	145
						A103 注 9	夜勤時間特別入院基本料 (精神病棟入院基本料)	144
					•	A103 注10	夜間看護体制特定日減算 (精神病棟入院基本料)	145
	五	第5	*			A 104	特定機能病院入院基本料	148
			*			A104 注 4	重度認知症加算 (精神病棟に限る。) (特定機能病院入院基本料)	153
			*			A104 注 5	看護必要度加算(特定機能病院入院基本料)	151
					•	A104 注 6	退院が特定の時間帯に集中している医療機関の減算(特定機能病院入院基本料)	153
					•	A104 注7	入院日及び退院日が特定の日に集中している医療機関の減算 (特定機能病院入院基本料)	153

施設基準施設基準		適時重	新設	届出	区分・	A7 Thr	勇		
		知	点項目	項目	不要	様式番号等	名 称		
			*			A104 注10	ADL維持向上等体制加算(特定機能病院入院基本料)	15	
	六		第5	*			A 105	専門病院入院基本料	13
				*			A105 注 3	看護必要度加算 (専門病院入院基本料)	1
							A105 注 4	一般病棟看護必要度評価加算 (専門病院入院基本料)	1
						•	A105 注 5	退院が特定の時間帯に集中している医療機関の減算(専門病院入院基本料)	1
						•	A105 注 6	入院日及び退院日が特定の日に集中している医療機関の減算 (専門病院入院基本料)	]
				*			A105 注 9	ADL維持向上等体制加算(専門病院入院基本料)	1
						•	A105 注10	夜間看護体制特定日減算 (専門病院入院基本料)	
	t		第5	*			A 106	障害者施設等入院基本料	
						•	A106 注 2	月平均夜勤時間超過減算(障害者施設等入院基本料)	
				*			A106 注 9	看護補助加算 (障害者施設等入院基本料)	
				*			A106 注10	夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料)	
						•	A106 注11	夜間看護体制特定日減算(障害者施設等入院基本料)	
第六	-		第3				通則	診療所の入院基本料の施設基準等	
	=		第3				A 108	有床診療所入院基本料	
							A108 注 3	有床診療所一般病床初期加算	
							A108 注 4	夜間緊急体制確保加算 (有床診療所入院基本料)	
							A108 注 5	医師配置加算 (有床診療所入院基本料)	
							A108 注 6	看護配置加算・夜間看護配置加算(有床診療所入院基本料)	
							A108 注7	看取り加算(有床診療所入院基本料)	
							A108 注10	栄養管理実施加算(有床診療所入院基本料)	
							A108 注11	有床診療所在宅復帰機能強化加算	
						•	A108 注12	介護連携加算(有床診療所入院基本料)	
	≡		第3				A 109	有床診療所療養病床入院基本料	
							A109 注 6	救急·在宅等支援療養病床初期加算(有床診療所療養病床入 院基本料)	
							A109 注7	看取り加算(有床診療所療養病床入院基本料)	
							A109 注10	栄養管理実施加算 (有床診療所療養病床入院基本料)	
							A109 注11	有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算	
. 入	院基本料等	上 车加 <b>复</b>							
	送基準		基準	適時重	新設	届出	ロハギロ	da The	
쉳	示	通	知	点項目	項目	不要	区分番号	名 称	
第八	-	別添 3	第1				A200	総合入院体制加算	
	六		第2			•	A 204- 2	臨床研修病院入院診療加算	
	六の二		第2の2				A 205	救急医療管理加算 (※届出有に変更)	Т
	六の三		第3	*			A 205- 2	超急性期脳卒中加算	
	六の四		第3の2	<u> </u>		•	A 205- 3	<b>妊産婦緊急搬送入院加算</b>	
	六の五		<b>第300</b> 2			•	A205-3	在宅患者緊急入院診療加算 別に厚生労働大臣が定めるもの 及び厚生労働大臣が定める疾病等	
	t		第4	*			A 207		-
									_
	七の二		第4の2	*			A 207- 2	医師事務作業補助体制加算	_
	七の三		第4の3	*			A 207- 3	急性期看護補助体制加算	_
			第4の4	*			A 207- 4	看護職員夜間配置加算	
	七の四					•	A210	難病等特別入院診療加算に規定する疾患及び状態	-
	七の四				1		A211	特殊疾患入院施設管理加算	
	_		第5						<u> </u>
	八		第5 第6			•	A212	超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算に規定する状態	:
	八 九 十		第6			•	A212	算に規定する状態	
	八 九 十 十二		第6の2			•	A212 A213	算に規定する状態 看護配置加算	:
	八 九 十		第6 第6の2 第7	*		•	A212 A213 A214	算に規定する状態 看護配置加算 看護補助加算	:
	八 九 十 十二		第6の2	*		•	A212 A213	算に規定する状態 看護配置加算	:
	八 九 十 十二		第6 第6の2 第7	*		•	A212 A213 A214	算に規定する状態 看護配置加算 看護補助加算	

次に掲げる範囲は2つあります。1つ目は医療法に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている場合です(図表37)。これは医療法施行規則第19条にある医師の員数の標準です。

一般病院に必要な医師数に係る算定式を簡単に説明します。まず精神病床及び療養病床の入院患者数を3で割ります。その値に精神病床及び療養病床以外の入院患者数を足します。そして外来患者数の数を2.5で割った数を足すとAの値になります。52人までは医師数3人とします。52人を超える場合にはAの数字から52を引いた数を16で割った数に3を加えた数が医師数になります。

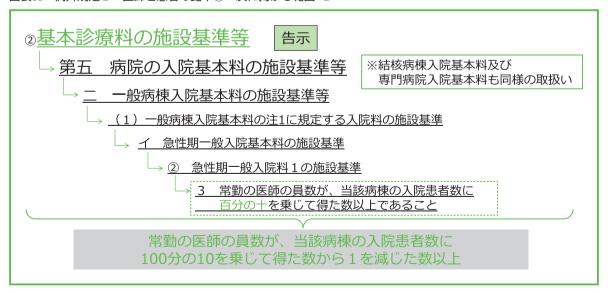
#### 図表37 例外規定2 医師と患者の比率② 次に掲げる範囲-1



2つ目は基本診療の施設基準等の告示に該当するところです(**図表38**)。第5の病院の入院基本料の施設基準等から順番に見ていくと、②の急性期一般入院料1の施設基準の3にたどり着きます。この3にある「常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数から1を減じた数以上であること」を指しています。

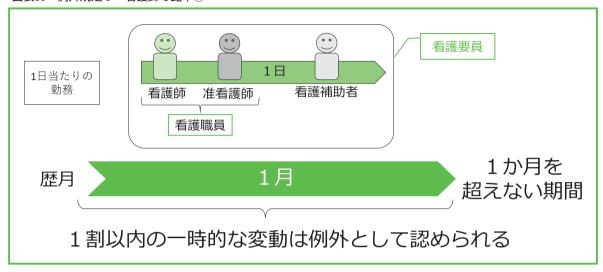
以上の2点についての一時的な変動は例外として認められます。

#### 図表38 例外規定2 医師と患者の比率③ 次に掲げる範囲-2



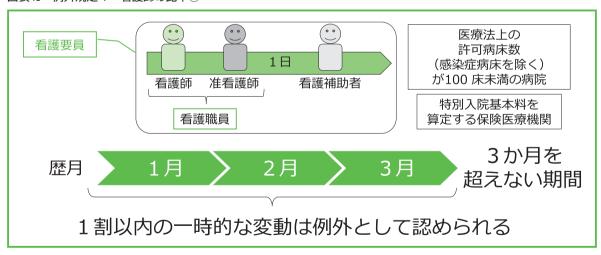
3つ目の例外規定は看護師の比率です(**図表39**)。1日当たりに勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(看護要員)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師(看護職員)の数に対する看護師の比率について、暦月で1カ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動であれば例外として認められます。

図表39 例外規定3 看護師の比率①



4つ目の例外規定も看護師の比率です(図表40)。医療法上の感染症病床を除く許可病床数が100床未満の病院及び特別入院基本料を算定する保険医療機関にあっては1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率について、暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は例外として認められます。

#### 図表40 例外規定 4 看護師の比率②



# A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

告 示

## 三十 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準等

- (1) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準
  - イ 褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
  - ロ 褥瘡管理者が、褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき、個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っていること。
  - ハ 褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医 その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥 瘡ケアを継続して実施していること。
  - ニ 褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。
- (2) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域 別表第六の二(P.405)に掲げる地域
- (3) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する施設基準
  - イ 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟(特定機能病院及び許可病床数が四百 床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の 病棟を除く。)であること。
  - ロ 褥瘡ケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。
  - ハ 褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。

通知

#### 第22 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

#### 1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した者を褥瘡管理者として専従で配置していること。なお、ここでいう褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修とは、次の内容を含むものをいうこと。ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、褥瘡管理者として業務を実施する上で必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研修
  - イ 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修注2に規定する点数を算定する場合は、褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修(ア及びイによるもの。)を修了した者を褥瘡管理者として配置していること。
- (2) 褥瘡管理者は、その特性に鑑みて、褥瘡ハイリ

- スク患者ケア加算を算定すべき患者の管理等に影響のない範囲において、オストミー・失禁のケアを行う場合には、**専従**の褥瘡管理者とみなすことができる。
- (3) 別添6の別紙16の褥瘡リスクアセスメント票・ 褥瘡予防治療計画書を作成し、それに基づく重点 的な褥瘡ケアの実施状況及び評価結果を記録して いること。
- (4) **褥瘡対策チーム**との連携状況、院内研修の実績、褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数を記録していること。
- (5) 褥瘡対策に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、褥瘡対策チームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。
- (6) 総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための 職員研修を計画的に実施していること。
- (7) 重点的な褥瘡ケアが必要な入院患者(褥瘡の予防・管理が難しい患者又は褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する入院患者をい

- い、褥瘡リスクアセスメント票を用いて判定する。)に対して、適切な褥瘡発生予防・治療のための予防治療計画の作成、継続的な褥瘡ケアの実施及び評価、褥瘡等の早期発見及び重症化防止のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。
- (8) 毎年7月において、褥瘡患者数等について、別添7の様式37の2により届け出ること。
- 2 褥瘡管理者の行う業務に関する事項
  - (1) 褥瘡管理者は、院内の褥瘡対策チームと連携して、所定の方法により褥瘡リスクアセスメントを 行うこと。
  - (2) (1)の結果、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、当該患者の診療を担う医

- <u>師</u>、看護師、その他必要に応じて関係職種が共同 して褥瘡の発生予防等に関する<mark>予防治療計画</mark>を個 別に立案すること。
- (3) 当該計画に基づく重点的な褥瘡ケアを継続して 実施し、その評価を行うこと。
- (4) (1)から(3)までの他、院内の褥瘡対策チーム及び 当該患者の診療を担う<u>医師</u>と連携して、院内の褥 瘡発生状況の把握・報告を含む**総合的な褥瘡管理** 対策を行うこと。
- 3 届出に関する事項

褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準に係る届 出は、別添7の様式37を用いること。なお、当該加 算の届出については実績を要しない。

#### 算定(診療報酬)告示

#### A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算(入院中1回) 500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、重点的な褥瘡ケアを行う必要を認め、計画的な褥瘡対策が行われた場合

に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める 地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け 出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわら ず、当該加算の点数に代えて、褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (特定地域)として、250点を所定点数に加算することができる。

#### 算定(診療報酬)通知

#### A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

- (1) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関に入院している患者であって、当該加算の要件を満たすものについて算定する。
- (2) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算は、褥瘡ケアを実施するための適切な知識・技術を有する専従の褥瘡管理者が、褥瘡予防・管理が難しく重点的な褥瘡ケアが必要な患者に対し、適切な褥瘡予防・治療のための予防治療計画に基づく総合的な褥瘡対策を継続して実施した場合、当該入院期間中1回に限り算定する。なお、当該加算は、第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院であっても別に算定できる。
- (3) 褥瘡予防・管理が難しく重点的な褥瘡ケアが必要な患者とは、ベッド上安静であって、次に掲げるものをいう。
  - ア ショック状態のもの
  - イ 重度の末梢循環不全のもの
  - ウ 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要であるもの
  - エ 6時間以上の全身麻酔下による手術を受けたもの
  - オ 特殊体位による手術を受けたもの
  - カ 強度の下痢が続く状態であるもの

- キ 極度の皮膚の脆弱(低出生体重児、GVHD、黄疸等)である もの
- ク 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの
- ケ 褥瘡に関する危険因子 (病的骨突出、皮膚湿潤、浮腫等) が あって既に褥瘡を有するもの
- (4) 「注2」に規定する点数は、「基本診療料の施設基準等」別表第 六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、許 可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基 本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている 病院を除く。)の一般病棟において、算定可能である。

なお、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2「入院基本料等の施設基準等」第5の6の規定により看護配置の異なる病棟ごとに一般病棟入院基本料の届出を行っている保険医療機関においては、一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟で当該点数を算定できる。

(5) 「注2」に規定する点数を算定する場合は、褥瘡管理者は、褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書に基づき実施した 褥瘡ケアの内容を診療録等に記載すること。

# 13. 疑義解釈

# 疑義解釈資料(令和2年度改定 2020.3.30~9.1)

# 【初・再診料】

	項 目	問	答	通知日	問番号
A001 注 9	【再診料(電話等に よる再診)】	区分番号「A001」再診料のうち、注9に規定する電話等による再診について、休日又は夜間における教急医療の確保のために診療を行っていると認められる保険医療機関の受診を指示した上で、指示を行った同日に必要な診療情報を文書等で提供した場合は、区分番号「B009」診療情報提供料(1)を算定できるとあるが、例えば、夜間に患者から連絡を受けて当該指示を行い、診療情報の提供を行うまでに日付が変わった場合は算定できないか。	診療情報の提供は、受診の指示を行った後、速やかに行う 必要があるが、診療時間外に患者等から連絡を受けて当該 指示を行い、翌日の診療を開始するまでの間に診療情報の 提供を行った場合は算定できる。	20200331 その1	問 1
A 003	【オンライン診療料】	区分番号「A003」オンライン診療料について、オンライン診療を実施しようとする月の直近3月の間、当該疾患について毎月対面診療を行う医師は、オンライン診療を行う医師と同一のものに限られるか。	そのとおり。	20200331 その1	問 2
A 003	【オンライン診療料】	区分番号「A003」オンライン診療料について、「日常的に 通院又は訪問による対面診療が可能な患者」とあるが、現 に通院又は訪問を行っている患者であれば、通院又は訪問 に一定の時間を要する場合であっても対象としてよいか。	に通院又は訪問による対面診療が可能な患者」とは、目安	20200331 その 1	問 3
A 003	【オンライン診療料】	区分番号「A003」オンライン診療料について、算定可能な対象に「一次性頭痛であると診断」された患者とあるが、当該頭痛にはどのような疾患が含まれるか。	片頭痛、緊張型頭痛、群発頭痛、三叉神経・自律神経性頭 痛等が含まれる。	20200331 その 1	問 4
A 003	【オンライン診療料】	該報酬の請求については、診療情報の提供を行った保険医	区分番号「A003」の注3の規定によりオンライン診療を行った場合、オンライン診療を行った保険医療機関において、診療情報の提供を行った保険医療機関に対して、行った診療の内容や処方等の情報を文書等(ファクシミリ又は電子メールを含む。)で提供することにより、診療情報の提供を行った保険医療機関は請求に必要な事項を把握すること。 なお、留意事項通知別添1のA003の(9)に基づきオンライン診療を行い、医療資源の少ない地域等に所在する保険医療機関等が診療報酬を請求する場合についても、同様の取扱いとする。	20200331 その1	問 5

### 【入院基本料】

項 目	問	答	通知日	問番号
【重症度、医療·看護必要度】	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る基準を満た す患者の割合について、令和2年9月30日又は令和3年3 月31日までの経過措置が設けられている入院料について は、令和2年度診療報酬改定後の評価票を用いた評価をい つから行う必要があるか。		20200331 その1	問 6
【重症度、医療·看護必要度】	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のA項目について、レセプト電算処理システム用コード一覧に記載のない薬剤であって、当該薬剤の類似薬又は先発品が一覧に記載されている場合は、記載のある薬剤に準じて評価してよいか。	薬剤は、基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手 続きの取扱いについて(令和2年3月5日保医発0305第2	20200331 その 1	問 7
[重症度、医療·看護必要度]	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のA項目(専門的な治療・処置のうち薬剤を使用するものに限る。)及びC項目について、必要度Iにおいても、レセプト電算処理システム用コードを用いた評価となったが、必要度IIと同様に評価してよいか。	\$v₀	20200331 その 1	問 8
【重症度、医療・看護必要度】	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I から II への評価 方法の変更について、届出前 3 月における I の基準を満た	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価方法の変更 のみを行う場合には、切り替え後の評価方法による直近3	20200507 その 9	問 1

項目	問	答	通知日	問番号
	す患者とIIの基準を満たす患者との差についての要件が廃止されたが、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305 第2号)の別添7の様式10を用いて、4月又は10月の切替月に当該評価方法の変更のみを行う場合に、直近3月の評価の実績を記載する必要があるか。	月の実績を別添7の様式10に記載の上、届出を行うこと。 ただし、区分番号「A100」一般病棟入院基本料の急性期 一般入院料7及び地域一般入院料1、「A104」特定機能病 院入院基本料の7対1入院基本料(結核病棟に限る。)及 び10対1入院基本料(一般病棟に限る。)、「A105」専門病 院入院基本料の10対1入院基本料及び注4の一般病棟看護 必要度評価加算、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医 療管理料及び「A317」特定一般病棟入院料の注5の一般 病棟看護必要度評価加算については、一般病棟用の重症 度、医療・看護必要度の割合に係る要件がないため、直近 3月の実績について記載する必要はない。		
【重症度、医療·看護必要度】	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I における A 8 「救急搬送後の入院」及び II における A 8 「緊急に入院を 必要とする状態」について、「救命救急入院料、特定集中 治療室管理料等の治療室に一旦入院した場合は評価の対象 に含めない」とされているが、どの入院料が評価対象に含 まれないか。	評価対象に含まれない入院料は、区分番号「A300」救命 教急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」 ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」 脳卒中ケ アユニット入院医療管理料、「A301-3」 脳卒中ケ アユニット入院医療管理料、「A301-3」 脳卒中 療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A 303」総合周産期特定集中治療室管理料、「A303-2」新生 児治療回復室入院医療管理料、「A305」一類感染症患者入 院医療管理料である。	20200507 その 9	問 2
【重症度、医療・看護必要度】	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I においても、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A ・C 項目に係るレセブト電算処理システム用コード一覧」という。)を用いて A 項目の一部の項目及び C 項目の評価を行うこととなったが、歯科の入院患者についてはどのように評価を行えばよいか。	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I においては、歯 科の入院患者も評価の対象に含める。コード一覧を用いて 評価を行う項目については、コード一覧に掲載されている 項目が該当するかを個々に確認することで評価を行うこと として差し支えない。	20200825 その29	問 1
【重症度、医療·看護必要度】	「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」のアセスメント共通事項「8. 評価の根 拠」において、「当日の実施記録が無い場合は評価できない(後略)」とあるが、評価票と実施記録は異なると考え て、B項目は、「患者の状態」及び「介助の実施」の両方 について、評価票による評価の他に、根拠となる記録を残 す必要があるか。	B項目については、「『患者の状態』が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。」としており、「患者の状態」及び「介助の実施」を評価した評価票が実施記録にあたると考えて差し支えない。したがって、評価票による評価の他に、根拠となる記録を別に残す必要はない。なお、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ」、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度」及び「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度」及び「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度」のB項目のいずれについても同様の取扱いである。	20200825 その29	問 2
【重症度、医療・看護必要度】	急性期一般入院料7等の重症度、医療・看護必要度の測定が要件である入院料等については、令和2年10月1日から、令和2年度診療報酬改定後の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価を行うこととなるが、それ以外の急性期一般入院基本料(4及び7を除く。)等の入院料等(7対1入院基本料(結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)及び専門病院入院基本料、看護必要度加算、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア1)についても同様に、令和2年10月1日から、改定後の評価票を用いて評価を行うことになるのか。	費見のとおり。なお、急性期一般入院基本料(4 及び7 を除く。)等の入院料等において重症度、医療・看護必要度の評価を行う場合については、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和 2 年 3 月31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「疑義解釈(その1)」という。)間6において、令和2 年 7 月 1 日から、令和2 年 度診療報酬の定後の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価を行うこととしており、令和2 年10 月 1 日以降についても、引き続き改定後の評価票を用いて評価を行うこととしており、令和2 年10 月 1 日以降についても、引き続き改定後の評価票を用いて評価を行うこととしており、令和2 年度診療報酬改定後の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いることとして差し支えない。ただし、重症度、医療・看護必要度の割合に係る経過措置終了に伴う届出を行う時期より前に、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度1 から II への変更についてのみの届出を行うことは不要である旨を申し添える。	20200901 その30	間 1
【重症度、医療·看護必要度】	許可病床数400床以上の保険医療機関であって急性期一般 人院基本料(急性期一般入院料7を除く。)を算定する病 棟及び7対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般 病棟に限る。))を算定する病棟については、令和2年度診 療報酬改定において、一般病棟用の重症度、医療・看護必 要度Ⅱを用いることが要件となったが、今般の経過措置延 長に伴い、いつから一般病棟用の重症度、医療・看護必要 度Ⅱによる評価を行うこととなるか。	看護必要度Ⅱによる評価が要件となった入院料において評	20200901 その30	問 2
A101 【療養病棟入院基本 料】	区分番号「A101」療養病棟入院基本料の施設基準において策定が求められている「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」について、参考にすべきものはあるか。	「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための 手引き」(平成25年度厚生労働科学研究費補助金「医療機 関における感染制御に関する研究」)の「カテーテル関連 血流感染対策」等を参考とすること。なお、他の院内感染	20200331 その1	問 9

# 【特定入院料等の基準一覧】

施設基準名	区分	看護職員	平均 在院日数	病棟種別	面積 (内法)	重症度、 医療・看護 必要度等	在宅復帰率等	医師の配置	医療従事者の 配置	その他の要件等
	入院料1	常時4対1以上 (看護師のみ)			_	特定集中治 療室用評価 票を用いて 継続的に測 定評価		治療室内に専 任医師が常時 配置(看護師 と連携し治療		
	入院料2	常時2対1以上 (看護師のみ)		一般病棟の 治療室	20㎡以上又 は15㎡以上	8割以上又 は7割以上		に支障がない 体制を確保し ている場合		
A300 救命救急入 院料	入院料3	常時4対1以上 (看護師のみ)	_		15㎡以上	特定集中治 療室用評価 票を用いて 継続的に測 定評価	_	は、一時的に 離れても差し 支えない) ※治療室内の 専任医師常	_	
	入院料 4	常時2対1以上 (看護師のみ)			20㎡以上又 は15㎡以上	特定集中治療室用評価票 8割以上又は7割以上		時配置の取り扱いは、他の特定入院料の項目も同様		
	管理料 1	・常時2対1以上(看護師のみ)						治療室内に専	_	
A301 特定集中治	管理料2	・集中治療を必要とする患者 の看護の経験5年以上有し 集中治療看護のに関わる適 切な研修を修了した専任の 常勤看護師を当該治療室内 に週20時間以上配置 (専任 の常勤看護師 2 名組み合わ せでも可)	_	一般病棟の	20 ㎡以上 (新生児用 の特定集中 治療室は9 ㎡以上)	特定集中治 療室用評価 票 8 割以上	_	任医師(特定 集中治療の以上 有する名以上 有する名以上 が常時勤 務	当該保険医療 機関内に広範 囲熱傷特定集 中治療を勤の医 師が勤務	
療室管理料	管理料3	常時2対1以上 (看護師のみ)		治療室	15 1 N 1				_	
	管理料 4	常時2対1以上 (看護師のみ)			15 ㎡ 以上 (新生児用 の特定集中 治療室は9 ㎡以上)	特定集中治療室用評価票 7割以上		治療室内に専 任医師が常時 勤務	当該保険医療 機関内に広範 囲熱傷特定集 中治療を担当 する常勤の医 師が勤務	
A301-2 ハイケアユ	管理料 1	常時4対1以上 (看護師のみ)	<ul><li>一般病棟の 治療室</li><li>19日以内</li></ul>	_	ハイケアユ ニット用評 価票 8割以上	_	HP内に専任 医師が常時勤	_	30床以下	
ニット入院 医療管理料	管理料2	常時5対1以上 (看護師のみ)	10119117	一般病棟の 治療室		ハイケアユ ニット評価 票 6割以上	務			30,713,11
A302-3 脳卒中ケアニ 院医療管理料		常時3対1以上 (看護師のみ)	_	一般病棟の 治療室	_	一般病棟用 の評価票を 用いて継続 的に測定評 価	_	HP内に神経 内科又は脳神 経外科の経験 を5年以上有 する医師が常 時1名以上勤 務	常勤のPT又 はOTが1名 以上	・30床以下 ・脳梗塞等の患者 が概ね8割以上 ・脳血管疾患等リ ハビリテーショ ン料の届出
A302-4 小児特定集中治療室管 理料		常時2対1以上 (看護師のみ)	_	一般病棟の 治療室	15㎡以上	_	_	治療室師(中央 の保証の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	_	・8床以上 ・小児入院医療管 理料1の届出 ・他の医療機関からの転院患者の 受入れ実績
A302 新生児特定 集中治療室 管理料	管理料 1	常時3対1以上 (助産師又は看護師のみ)	_	一般病棟の 治療室	7 ㎡以上	_	_	治療室内に専 任医師が常時 勤務	_	・直近1年間の、 出生時1,000 g 未満の新生児の 新規入院患者数 4件以上又は開 胸・開腹手術実 施6件以上
	管理料2							HP内に専任 医師が常時勤 務		直近1年間の出生 時2,500g未満の 新規入院患者数30 件以上
A303 総合周産期 特定集中治	管理料 1 母子・胎 児	常時3対1以上 (助産師又は看護師のみ)	_	一般病棟の 治療室	15㎡以上	_	_	治療室内に専 任医師が常時 勤務	_	・総合周産期星医療センター又は 地域周産期母子 医療センター ・3床以上
療室管理料	管理料 2 新生児				7 ㎡以上					・総合周産期母子 医療センター又

施設基準名	区分	看護職	員	平均 在院日数	病棟種別	面積(内法)	重症度、 医療・看護 必要度等	在宅復帰率等	医師の配置	医療従事者の 配置	その他の要件等											
											は地域原生 子医療生 ・6床以上 ・直上年間の、 田生時1,000 g 未満及院生 製力 ・2の 新規以上 り が り り り り り り り り り り り り り り り り り											
A303-2 新生児治療區 医療管理料	回復室入院	常時 6 対 (助産師又は看		_	一般病棟の 治療室	_	_	_	HP内に小児 科の専任医師 が常時配置	_	・新生児特定集中 治療室管理料又 は総合周産期特 定集中治療室管 理料の届出											
A305 一類感染症息療管理料	患者入院医	常時 2 対 (看護師の		_	病院の治療 室	_		_	_	_	_											
A306 特殊疾患入防料	完医療管理	10対1以上 (看護職員比率5割以上) 看護師比率2割以上)		I	一般病棟の 病室	6.4㎡以上		-	_	_	・難病患者等が概 ね8割以上 ・夜勤を行う看護職員と看護補助 者は、常時、 養職員1名を含 む2名以上											
A307	管理料 1	7対1J (看護師の 夜勤時間帯を含む (夜勤看護師 2	)み) め9対1以上	21日以内	専ら15歳未 満の小児を 入院させる 病棟 (病棟単位)				HP内に小児 科の常勤医師 が20名以上		・特定集科 ・特定集科 ・特定集科 ・新治療生療 ・特定集科 ・新治療生 ・特定集科 ・新治療出 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・											
小児入院医 療管理料	管理料2					_		_	HP内に小児 科の常勤医師 が9名以上	_												
	管理料3								HP内に小児 科の常勤医師 が5名以上													
	管理料 4	10対 1 J (看護師比率 7 (夜勤看護師 2	割以上)	28日以内	病室単位				HP内に小児 科の常勤医師 が3名以上		病室単位(10床以 上)											
	管理料 5	15対 1 以上 (看護比率 4 割以上) (夜勤看護師 2 名以上)		_	_				HP内に小児 科の常勤医師 が1名以上		特定機能病院以外 の病院											
	入院料 1	13対1以上 (看護師比率 7割以上)	· 石以王)		套灌油肚本	看護補助者	看護補助者						看護補助者	看護補助者				・新規患者 の3割以上 が重症名 (で の で の 機 で 機 で と の と の と の と の と の と の と り に の く り る り る り る り る り る り る り る り る り る り			<ul> <li>専任常勤栄養管理士が 1名以上 (入院料 1 のみ)</li> <li>専従PTが 3名以上</li> </ul>	<ul> <li>・疾患別リハビリテーシ科の届出</li> <li>・1日平均2単位以上のリハビリの提供</li> <li>・データ提出加算の届出</li> <li>・実績指数が40以上</li> </ul>
A308 回復期リハ ビリテー ション病棟 入院料	入院料 2	(夜勤看護職員 2名以上)	常等30対1 (1 機動の (1 機)の (1 他)の (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他) (1 他	時30対1 1日の看 結補助者の が30対1 相当する 以以上の場 、、 在動養 ・ ・ う者数は	回復期テージョウージョ性のよう。 リテンの高を リンの高を リンの高を リンの高を リンの高を リンの高を リンの高を リンの高を は を 大に 横 養病棟	患者のも 6.4㎡以上 6.4㎡以上 様す電は1.8 m以上居っ がは あるない。	が7割以上 ・重症患者 の3割以上 が退院時の 日常生活機 能が改善	上 者 上 の 機 7割以上	当該病棟に専 担以上 任医師が1名 以上	<ul><li>・専従OTが 2名以上</li><li>・常勤STが 1名以上</li><li>・専任の常勤 SWが1 名以上</li><li>等</li></ul>	<ul><li>・疾患別リハビリテーション料の 届出</li><li>・1日平均2単位 以上のリハビリの提供</li><li>・データ提出加算 の届出</li></ul>											
	入院料3	15対1以上 (看護師比率 4割以上) (夜勤看護要員 2名以上)	2名以上)			2.7m以上)	・新規規則 が重重症 ・新規制 が重症の 機関を 機関を を が に が に が に を が に を に に に に に に に に に に に に に			・専 従 PT が 2 名以上 ・専 従 OT が 1 名以上	<ul> <li>疾患別リハビリテーション料の届出</li> <li>1日平均2単位以上のリハビリの提供</li> <li>データ提出加算の届出</li> <li>実績指数が35以上</li> </ul>											

施設基準名	区分	看護職	Ę	平均 在院日数	病棟種別	面積(内法)	重症度、 医療・看護 必要度等	在宅復帰率等	医師の配置	医療従事者の 配置	その他の要件等
	入院料 4	(看護補助者が 夜勤を行う場合 は看護師1名以 上)					・重症患者 の3割以上 が退院時の 日常生活機 能が改善				<ul><li>・疾患別リハビリテーション料の届出</li><li>・1日平均2単位以上のリハビリの提供</li><li>・データ提出加算の届出</li></ul>
	入院料 5			_			_	_			<ul> <li>疾患別リハビリテーション料の届出</li> <li>1日平均2単位以上のリハビリの提供</li> <li>実績指数が30以上</li> <li>データ提出加算の届出</li> </ul>
	入院料 6										<ul><li>・疾患別リハビリテーション料の 届出</li><li>・1日平均2単位 以上のリハビリの提供</li><li>・データ提出加算の届出</li></ul>
	入院料1										・入退院支援及び 地域連携業務を 担う部門の設置 ・データ提出加算
	管理料 ]			-   li   C	○入院料 一般病権収 は寮管理病病 一般療養料 一般療養病棟 し療養病病	患者一人につき	一般病棟用 評価票 I=1割4 J=1以割1 分以1割1 分以上	○率入び料1 に ○本人で 2 上   ○本人で 2 上   ○本人で 4 に 2 上   ○本人で 5 で 3 分理 3 分上を 6 ○ 5 を 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と			の届出 ・特定機能病院以 外の病院 ・疾患別リハビリ テーション料又 はがん患者リハ
	入院料2					6.4㎡以上				· 入退院支援	ビリテーション 料の届出 ・1日平均2単位 以上のリハビリ
A 308-3 地域包括ケ	管理料2	13対1以上 (看護師比率7割以上) (夜勤看護職員2名以上)	_	の病室 ○ 入院料 1、3及び 管理料1、 2、3、		及び地域連 携業する専 当す看護師 は専従の社				の提供 ・入院料2及び 4:当該保険医 療機関の一般病 棟から転棟した 患者の割合が6	
ア病棟入院料	入院料3			4:病未 200 床 (医療なは280 床 (の少では280 床 (の少では280 床 (の大 (で入 (で入 (で入 (で入 (で入 (で入 (で入 (で入 (で入 (で入		会福祉士 ・専従の常勤 PT、OT、 ST のいず れか1名以 上				割未満(許可病 床400床以上の 保健医療機関) ・適切な意志決定 支援に関する指	
	管理料3				_					針の策定 ・地域包括ケアの 実績要件(入院 料1及び3、管	
	入院料 4					400床未満			び3、管理 料 1 及び 3:3月で 6人以上		
	管理料 4										棟入院料の届出 を行えない。 ※届出できる病棟 を1病棟に限る 要件がある。
	入院料1				一般病棟	病棟床面積 が、患者一					難病患者等が概ね 8割以上
A309 特殊疾患病 棟入院料	入院料 2	10対1以 (看護職員比率: (看護師比率2 (夜勤看護要員: うち1人以上は	5割以上) 割以上) 2名以上、	_	一般病棟又は精神病棟	人に16m以棟室・ 16m以棟室・ が療訓室・イ、会スコンの が表す、 なので、 、 なので、 、 なので、 、 なのでで、 、 、 、 なので、 、 、 、 、 、 、	_	_	当該病棟に専 任医師が常勤	_	・重度の版体概名 割以上 ・肢体電台 ・放体の ・放体の ・放体の ・放体の ・放体の ・放体の ・放体の ・放体の ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・放いの ・でいいの ・でいいの ・でいいの ・でいいが にないの にないが にないの にないが にな



# 施設基準管理士 認定試験問題 過去問題

# 第1回 基礎科目

- 問 1 「第五 病院の入院基本料の施設基準等」中の「二 一般病棟入院基本料の施設基準等」の(1)において、「注 1 に規定する入院料の施設基準」の「注」とは何の規定によるものか、次の中から正しいものを 1 つ選べ。
- ①:基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(平成30年 厚生労働省告示第44号)
- ②:基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(平成30年3月5日 保医発0305第2号)

- ③:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年 厚生労働省告示第43号)
- ④:診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成30年3月5日 保医発0305第1号)
- ⑤:特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(平成30年 厚生労働省告示第45号)
  - 問2 基本診療料の施設基準における届出受理後の措置について、「届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。」と規定されているが、月単位で算出する数値を用いた施設基準に届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準の届出区分が変更等となった場合の取り扱いについて、次の中から正しいものを1つ選べ。
- ①:5日以内に変更の届出等を行うものであること
- ②:遅滞なく変更の届出等を行うものであること
- ③:届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月に変更の届出を行うものであること
- ④:届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に変更の届出を行うものであること
- ⑤: 速やかに変更の届出等を行うものであること
  - 問3 基本診療料の施設基準に関する届出において、特に規定する場合を除き実績に係る取り扱いとして、 次の中から正しいものを1つ選べ。
- ①:届出前3か月間の実績を有している
- ②:届出前2か月間の実績を有している
- ③:届出前1か月間の実績を有している
- ④:届出前3日間の実績を有している

- ⑤: 実績を要しない
  - 問 4 特掲診療料の施設基準において、届け出ている医師に変更があった場合にはその都度届出を行うことと規定されている施設基準ではないものを、次の中から1つ選べ。
- ①:神経学的検査
- ②:精密触覚機能検査
- ③:画像診断管理加算1、2及び3

- ④:麻酔管理料(I)
- ⑤:放射線治療専任加算
- 問 5 平均在院日数及び月平均夜勤時間数に関する届出受理後の措置について、変更の届出を要しない取り扱いとして、次の中から正しいものを1つ選べ。

- ①: 暦月で1か月間を超えない期間の1割以内の一時的な変動
- ②: 暦月で2か月間を超えない期間の1割以内の一時的な変動
- ③: 暦月で3か月間を超えない期間の1割以内の一時的な変動
- ④: 暦月で1か月間の一時的な変動
- (5): 暦月で3か月間の一時的な変動
  - 問 6 入院時食事療養(1)及び入院時生活療養(1)において、適温の食事の提供に係る取り扱いについて、次の 中から誤っているものを1つ選べ。

①:電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合

②: 保温・保冷配膳車を用いた場合

③:保温トレイを用いた場合

④:保温食器を用いた場合

⑤:その場で調理を行い、食堂で提供した場合

特掲診療料に係る施設基準の届出において、特に規定する場合を除き実績に係る取り扱いについて、 問 7 次の中から正しいものを1つ選べ。

①:届出前3日間の実績を有している

②:届出前1か月間の実績を有している ③:届出前2か月間の実績を有している ④:届出前3か月間の実績を有している

⑤: 実績期間を要しない

問8 入院時食事療養(1)及び入院時生活療養(1)の施設基準における「適時の食事の提供」に関して、原則と して実際に病棟で患者に夕食が配膳される時間の規定について、次の中から正しいものを1つ選べ。

①:午後5時30分以降

②:午後6時以降

③:午後6時30分以降

④:患者の希望する時刻

⑤:病院で定める時刻

- 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院において、1日当たり勤務する看護 問9 要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率に関して、入院 基本料の施設基準に係る届出受理後の措置として変更届が不要と規定されていることについて、次の 中から正しいものを1つ選べ。
- ①:暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動
- ②:暦月で2か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動
- ③:暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動
- ④: 暦月で1か月間の一時的な変動
- ⑤: 暦月で3か月間の一時的な変動
  - 保険医療機関が「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の規定に基づき行うこととされているもの 問10 について、次の中から正しいものを1つ選べ。

①:ホームページへの掲載

②:自治体等への情報提供

③:院内の見やすい場所に領収証の発行に関する掲示

④:院内の見やすい場所に届出事項等の掲示

⑤: 広報誌等の配布